

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 3 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

町田市保健所関係手数料条例（平成22年12月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表107の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年6月12日から施行する。

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表（改正後）

別表（第2条関係）

名称	金額
1～106 略	略
107 薬事法第4条第4項の規定に基づく く薬局開設許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
108～142 略	略

町田市保健所関係手数料条例新旧対照表（改正前）

別表（第2条関係）

名称	金額
1～106 略	略
107 薬事法第4条第2項の規定に基づく く薬局開設許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
108～142 略	略